平成２９年（フ）第２６号
愛媛県西条市丹原町川根672番地
債務者　越智　重治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市妻鳥町754番地２　メゾンハーモニー107号、前住所愛媛県四国中央市川之江町3838番地
債務者　藤原しおり
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２４号
福岡県飯塚市南尾252番地17　市営南尾住宅２棟19号
債務者　山下　清子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２７号
福岡県嘉麻市鴨生157番地18（前住所　福岡県嘉麻市鴨生157番地20）
債務者　川内　敦順
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３３号
福岡県飯塚市川津176番地　篠崎コーポ202号
債務者　梅津英一郎
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３５号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地４―434（前住所　福岡県飯塚市伊岐須877番地１　二瀬コーポ711号）
債務者　須藤　　清
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３６号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地４―434（前住所　福岡県飯塚市伊岐須877番地１　二瀬コーポ711号）
債務者　須藤　五月
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４５号
福岡県久留米市国分町1375番地８
債務者　佐藤　学恵
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７４号
大分県別府市大字鶴見3025番地の１　グランドノーヴァ21―107号
債務者　中村由紀子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市開聞十町2923番地
債務者　上治　正一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第８０号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目７番25号ハイツアルペン逆瀬川101
債務者　森川　郁男
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
熊本市東区月出８丁目３番55―103号　第３コーポシマオカ、前住所熊本市中央区帯山７丁目14番８号　パーソナルハイツ帯山102号
債務者　鳥井　　巖
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
福島県本宮市本宮字白川29番地　コーポ白川102
債務者　渡邉　善雄
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
福島県本宮市本宮字白川29番地　コーポ白川102
債務者　渡邉　真紀
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　７―1001号
債務者　和田　美香（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
神戸市兵庫区水木通４丁目２番22号第一金光ビル401号
債務者　白川　勝美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部